

平成29年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月7日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第37号 第三次瑞穂市行政改革大綱について
- 日程第7 議案第38号 岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第8 議案第39号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第40号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第42号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第44号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第45号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第46号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第47号 平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第48号 平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第18 議案第49号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第50号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第51号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第54号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第55号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	代表監査委員	井上和子
監査委員 事務局長	高山浩之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
書記	熊崎響		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴にお越しいただきました方々、早朝より御苦労さまでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号4番の鳥居佳史君と5番の小川理君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず、4件について議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、4件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成29年5月分、6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

7月6日に第278回岐阜県市議会議長会議が美濃加茂市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、平成29年1月31日から平成29年7月5日までの会務報告の後、平成28年度決算の認定など4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決または認定されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、2月に瑞浪市で開催される予定です。

3件目は、岐阜県消防操法大会へ出場した市消防団への激励の報告です。

8月6日に当市の中山道大月多目的広場にて岐阜県消防操法大会が開催されました。開催市である市消防団から2隊が22番目、27番目に出場したため、応援・激励を行いました。結果は、Aチームが準優勝、Bチームが9位入賞でした。なお、平成30年の岐阜県消防操法大会は郡上市で開催される予定です。

4件目は、議員研修の報告です。

8月7日に県民ふれあい会館にて市町村議会議員セミナーが開催されました。当市からは6名が参加し、関西学院大学大学院教授の石原俊彦氏より「地方自治体における内部統制の構築」のテーマで講演を聴き、理解を深めていただきました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で報告した4件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

5件目は、平成29年度市町村議会議員研修、自治体決算の基本と実践について、杉原克巳君から報告を願います。

6番 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より大津の議員研修の報告の御許可をいただきましたものですから、私のほうから、参加いたしました者から報告をさせていただきたいと思います。

ちょっと時間がかかりますから、ひとつ御了承したいと思います。

7月26日、27日の両日にわたり、大津市唐崎にあります全国市町村国際文化研究所において、市町村議会議員研修2日間コース、第2回自治体決算の基本と実践、内容は行政評価を活用した決算審査を受講してまいりました。当日の受講者は総勢99名、当初の募集人員が60名のところ応募者が160名を超える応募があり、抽せんの結果100名に絞り、会場を講堂に切りかえたとの説明があり、主催者、講師ともども驚かれておられました。私は、今回これほどの応募者が多数だったのは、この9月の地方議会において前年度の一般会計及び特別会計の審査認定議会であるため、知識習得のため参加されたものと推察いたしております。

両日にわたり講師は関西学院大学専門職大学経営戦略研究科教授の稲沢克祐さん。彼は東北大学卒業後、群馬県庁に入庁され、予算編成、特に財政部門に従事をされまして、専門分野は地方財政論、公会計、行政評価論、また、秩父市行政経営アドバイザー、茅野市行政アドバイ

ザー、財務省政策評価アドバイザー等を歴任されました。

今回の講義内容は4つの柱になっておりまして、1つは、決算の意義と審査のポイント、2つ目が、決算審査の実践、3つ目が、決算審査の新しいアプローチ、4つ目が、業績評価等を用いた決算審査の実践の4部構成で講義が実践されました。

最初の講義の決算の意義と審査のポイントといたしまして、今までの考え方は決算が終わればそれでよしと、即座に当初予算のほうにエネルギーを傾注することが大切であったと。これからはこの考え方を改め、決算の結果を見て、当初予算を真剣に議論を結びつけることが大事であると。すなわち予算と決算と分断で考えるのではなく、決算から予算への連続性で考えるシステムを構築することが大切であるというふうに力説をされておりました。

次に、決算審査の実践の講義では、基本方針として3つの観点から審査をするように指摘がありました。細かい内容はちょっと省きますけど、1つは、予算審査は当初、補正との関連から審査をすると。2つ目には、住民の視点から審査をすることを考えると。それから3つ目には、全体を捉えて細部へ議論にということ、まず木の大きさ、全体の規模から枝ぶり、全体の構成、そして葉っぱ、各事務事業を見ていく思考を持つことが大事であるということがございます。

次に、視点という面から捉えると、参考資料としまして、埼玉県秩父市の一般会計歳入歳出決算書附属書類をもとに、決算審査における財務数値、財産、成果のそれぞれの視点から分析、説明を受けました。まず、財務数値からの視点として、5つの項目について説明を受けました。1つは、決算規模の年度比較をすると。2つ目には、決算収支の状況の年度比較をすると。3つ目には、予算の執行状況の分析をすると。4つ目には、財政構造の分析をすると。5つ目には、地方債及び債務負担行為の状況を知るということで、内容はいろいろございますけど時間がかかりますから割愛させていただきます。

次に、財政状況を4つの面から検討することも大事であるということで、まず1つ、施設等から見るということでございます。2つ目には、出資団体等を調査すること。3つ目には、自治体財政的に関与のあり方を検証すると。4つ目には、成果の検証面から検証するということで、1日目の細部にわたりいろいろ実例を交えましてお話がございました。1日目はこれもちまして講義が終了ということございました。

次に、2日目に入るわけですが、講義は決算審査の新しいアプローチ法について始まりました。

まず、新地方公会計制度を理解してほしいということがございます。どんな制度なのか、その利点はということで4つほど上げられました。1つは、資産や債務の正確な把握と管理ができること。2つ目には、市民の皆様へ財務情報がわかりやすく開示ができると。3つ目には、業績評価、予算編成、決算分析との関連づけられること。最後に、議会において予算や決算審査で

の利用等が可能であるということをございます。そうしまして、大きな柱として認識基準の変更、すなわち従来の現金主義から発生主義に置きかえられたということです。そうしまして、全国統一の基準を図られたということです。

そうしまして最後に、財務4表の理解と分析の視点から、倉敷市の財務書類をもとに説明を受けました。特に、4表のうち、貸借対照表だけは必ず議員の方は理解をするように努めてほしいということを強く言われました。貸借対照表、要するにバランスシートとは、市の資産とその資産がどのような財源で賄われてきたかをあらかず資産と負債というストックの面から、市の財政状態を明らかにするものでございます。要するに、次世代に引き継ぐ資産はどの程度あるかを把握するという事です。2つ目には、その財源の負担は誰に、特に次世代に負担を先送りする借金はどの程度あるかを認識するという事です。

さらに、講師みずからが作成されましたバランスシートにより、8項目にわたり分析、説明を受けました。その内容は、1つ、固定資産については事業用資産とインフラ資産の増減の主な理由は何かということ。それから2つ目には、投資損失引当金が計上されている場合は、その状況はこの科目が計上されるのは自治体が50%以上の出資出捐する団体が深刻な経営悪化に至っているシグナルだと。その状況を確認しておくことが必要であると。そして3つ目には、長期滞留債権の主なものは何かということです。そうしまして、次に徴収不能引当金の推移、具体的には税債権、税外債権、長期貸付金等に分けて確認をします。そうしまして、未収金の内容、税債権、税外債権と年次別推移を見るということです。そうしまして、長期未払い金の内容は何か、そのうち債務負担行為によるものと損失補填によるものはどのようになっているかということです。それから次に、退職引当金について十分な基金等の財産があるかということです。最後に、損失補償引当金は、事業費が確定しない損失補償債務のうち財政健全化法上、将来負担比率の算定に含められた将来負担額、その主な内容を確認するという事です。4表のうち、最初に申し上げました貸借対照表は、必ず議員の皆さんも勉強してほしいということをございました。

次に2つ目として、行政コスト計算書、民間の企業会計でいいますと損益計算書、プロフィット・アンド・ロスに当たるものについての説明を受けました。この計算書は、市の行政サービスの提供のために使われた費用と使用料・手数料などの収入を対比する表であると。

そして3番目といたしまして、純資産変動計算書について。これは市の純資産、資産と負債の差がどのように増減したかを明らかにする表であるということです。そして4つ目が、資金収支計算書について説明を受ける。これは1年間の資金の動きを見る表であります。

さらに、特に強調されたのは、住民のニーズの視点から財務諸表4表を4つの観点から分析することが必要であるということで、1つは、将来世代に残る資産はどのぐらいあるかということです。2つ目には、将来世代と現世代との負担の分担は適切か、要するに世代間公平性と

ということの重要性ですね。3つ目には、財政に持続可能性があるか、どのぐらいの借金があるか、要するに健全性ですね。そうしまして4つ目には、行政サービスは合理的に提供されているかという合理性でございます。

そうしまして、2日目の午後からは最後の講座として、行政評価、要するに事務事業評価について講義がありました。行政評価の活用ポイントとして2つありまして、1つは、予算編成への活用につなげるものでなければならないと。2つ目には、総合計画への進捗管理への活用、つまり施策評価につなげてほしいということで、そこで名古屋市役所と秩父市の実際の事務事業評価シートをもとに説明を受けました。

一般論として、事務事業評価を定義づけると、行政が行う事務事業、要するに仕事については事務の必要性や目的を明確にし、事務の活動に対して得られる成果などを、指標による客観的な数値を用いながら分析評価を行い、その結果を踏まえ、今後の事務事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編、整理に反映させようとするものであると。事務評価をマネジメントサイクルの中での位置づけは、プラン・ドゥー・チェック・アクションというマネジメントサイクルのチェック・アクションに相当するもので、実施した事業等を客観的に評価し、その結果を翌年に生かしていく手段という考え方ができると。したがって、業績評価により明らかになった課題を迅速に次の計画等に反映していくことが、市民本位の市政や市民の立場に立脚した市政に変えていく行政改革の手段の一つと考えられるということで、他市町の事例として徳島県小松島市と長野県飯田市を推奨されました。私は今回の9月の一般質問で、事務事業評価につきましてちょっと質問を考えておるようなわけでございます。

以上、講義内容のポイントを述べましたが、最後に総評としまして、体験談による実践に役立つ講義であったと私は評価をしてまいりました。また、講師は自信を持って講義をされました。内容をよく理解するためには時間不足であった感が否めないというのが、今回のセミナーの感想でございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、6件目は、平成29年第2回もとす広域連合議会臨時会について、広瀬武雄君から報告を願います。

12番 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、平成29年第2回もとす広域連合議会の臨時会についての報告を、広域連合議員を代表いたしまして御報告申し上げます。

前後いたしました、議席番号12番 広瀬武雄でございます。

第2回臨時会は7月24日に1日間の会期で開催されました。今議会に広域連合長から提出されました議案は3件ございました。内訳は、条例の一部改正が1件で、補正予算が2件でありました。そのうちの条例の一部改正は、もとす広域連合障害支援区分認定審査会設置条例の

一部を改正する条例についてでございます。平成29年9月19日、今月に本巢市役所真正分庁舎へ広域連合の事務所を移転するということから、それに伴いまして条例中の審査会の位置、すなわち住所を改正するものでございます。現在は本巢市宗慶365番地でございますが、新しくは本巢市下真桑1000番地と、こういうことになる関係上、条例を改正するというところでございます。

次に、補正予算の関係につきましては、一般会計で、医師報酬等源泉徴収税額の不足分に係る延滞税として2,000円を計上するものでございました。これは、若干触れますと、それぞれの報酬を、例えば広域連合の総務課とか、療育医療施設とか、介護保険課がそれぞれの方々に、例えば御担当いただいた医師あるいは介護認定の審査会の委員等に、それぞれ都度都度報酬を支払いまして、都度都度その源泉徴収税額をいただいておりますが、ことしの5月22日から24日にわたりまして、北税務署法人税第6部門の調査を受けまして、これは一括して本来は支払うべきであるという御指摘を受け、支払金額が8万8,000円未満の場合は一律支払金額の3.063%が税額であります。それを超える場合は累進課税となることから、そこに差額が生じるということでございまして、その差額は16名分36万2,548円となりまして、お支払い済みの対象の方々から回収し、北税務署に納付済みでございますが、それに伴う延滞税が1,100円発生いたしております。それを対象の方々からは回収できないということで、補正予算を組んで2,000円を計上したものでございます。

次に、老人福祉施設特別会計では、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に対応するため104万円を計上いたしました。これは既に御存じかも知れませんが、500人以上であったものが、今後29年4月からは500人以下の事業所におきましても、厚生年金適用事業所として厚生年金の加入に短時間労働者も入らなければならないという改正が行われましたがために、事業者負担分として104万円を補正予算の中に計上したものでございます。

提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略いたしまして、質疑、討論、採決を行い、いずれも質疑・討論なく全会一致で原案どおり可決されました。

以上で、平成29年第2回もとす広域連合議会の臨時会における報告を終わらせていただきます。なお、これら臨時会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方はいずれにおきましてもごらんいただけるようになっておりますので、よろしく願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

それでは、9件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

平成29年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月25日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は4件であり、概要は次のとおりであります。

議案第5号平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ45億5,309万8,000円を追加し、総額2,534億758万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、療養給付費の過年度精算に係る市町村支出金2億1,061万7,000円、決算額確定に伴う繰越金43億4,248万1,000円であります。歳出の主なものは、平成28年度諸支出金の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金45億5,309万8,000円であります。議案第5号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、子の範囲を拡大するなど所要の改正を行うものであります。議案第6号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、子の範囲を拡大するなど所要の改正を行うものであります。議案第7号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計につきましては、歳入総額2億5,581万6,000円、歳出総額2億2,430万2,000円で、差引額は3,151万4,000円となりました。歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億2,766万6,000円となりました。歳出の主なものは、総務費2億2,284万2,000円となりました。次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,441億1,394万4,000円、歳出総額2,339億6,262万1,000円で、差引額は101億5,132万3,000円となりました。歳入の主なものは、市町村支出金410億3,513万7,000円、国庫支出金796億8,673万2,000円、支払基金交付金944億6,987万4,000円となりました。歳出の主なものは、

保険給付費2,281億1,560万6,000円、諸支出金45億5,628万円となりました。議案第8号に対する質疑・討論はなく、全会一致で認定されました。

詳細については、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただければと思います。

次に、報告第9号専決処分の報告について（損害賠償その1）を報告します。平成29年6月11日、瑞穂市祖父江地内の市道に設置してあった上水道の仕切弁の蓋のはね上げが原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。平成29年7月3日、岐阜市内駐車場内において公用車と車両が接触した事故について、市の過失割合を10割とし当事者と和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償その3）を報告します。平成29年5月12日、瑞穂市馬場前畑町地内の市道に設置してあったグレーチングのはね上がりが原因で、相手方運転の車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第12号平成28年度瑞穂市一般会計継続費精算報告書の報告についてを報告します。牛牧小学校校舎整備事業、中学校教室空調機器整備事業及びほづみ幼稚園施設整備事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第13号平成28年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第14号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第15号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第16号平成28年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれも発生しておりませんでした。実質公債費比率につきましては、前年度より0.3%増の1.5%となりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告いたします。

以上9件について、行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第36号から日程第24 議案第55号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第

24、議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたしません。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 暦は9月に変わり、市内小・中学校では2学期が始まり、季節は秋へと移り行く時期となりました。日中はまだまだ厳しい暑さが続いております。まずは、議員、市民の皆様方に残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、平成29年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたこと、御礼申し上げます。

さきの7月に、気象庁が九州北部豪雨と命名した集中豪雨では、朝倉市で時間雨量129.5ミリと観測史上1位となる豪雨となり、多くの人的、建物等被害が出ました。まずはこの九州北部豪雨でお亡くなりになった方の御冥福をお祈りするとともに、被災地域の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、九州北部豪雨のように、従来では想像もできなかった時間雨量100ミリ以上の雨が短時間に局地的に降っている状況は、日本の各地で甚大かつ悲惨な災害をもたらしております。岐阜県でも、先月、時間雨量100ミリ以上の猛烈な雨が降り、高速道路での土砂崩れや鉄道の運休、道路冠水などの被害がありました。当市も昔から水害に悩まされてきた地域であり、備えあれば憂いなしと言われますが、こうした豪雨に対して日ごろの備えをしておかなければいけないと考えます。幸い当市は、近年大きな被害はなく安堵しておりますが、これに慢心することなく、日ごろの備えに万全を期していきたいと考えております。

ただ、自然災害からの安全・安心を得るには、行政の公助はもとより、市民一人一人の自覚に根差した自助、コミュニティーなどによる共助が重要となってきます。行政や市民、さらには事業者などお互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災共同社会の形成の推進に努めていきたいと考えております。

それでは、開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

まず、先月、消防感謝祭第66回岐阜県消防操法大会が中山道大月多目的広場で開催され、消防団、消防関係者の皆様、地元の皆様、さらに総務大臣、国会議員、県議会議員、市議会議員の皆様ほか、多数の方々に御参加をいただき、まことにありがとうございました。特に、ボランティアとして参加していただいた消防団のOB、中学生、公募で参加していただいた皆様方には、早朝よりお手伝いをしていただいたこと、この場をかりて深く感謝を申し上げたいと思います。

この大会ですが、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、昭和27年から毎年県下市町村で持ち回りで開催されてきた伝統ある大会で、当市も昭和47年に穂積中学校グラウンドで開催して以来、45年ぶりの開催となりました。大会では、開会式途中で激しい雨が降り、

大変心配をしましたが、その後、天候も回復し、無事大会を滞りなくとり行うことができ、瑞穂市も開催市ということで2チーム出場し、準優勝と9位入賞と輝かしい成績をおさめることができました。

次に、非核平和都市宣言をしてことしの11月で8年目となる当市の事業として、8月20日に瑞穂市平和推進事業「みずほ平和の祈り2017」を、戦場カメラマンでジャーナリストの渡部陽一氏をゲストに迎え、世界の紛争地域で取材を続け、戦場の悲惨な状況を肌で感じ、そこで暮らす人々の生きた声に耳を傾け、極限の状況に立たされた家族と過ごした経験を「家族の絆」と題して講演をしていただきました。講演では、私たちが日本で生活するにおいて、毎日送っている当たり前の日常は奇跡であることについて触れられました。改めて日々の幸せに感謝するとともに、恒久平和を願う思いと、講演中に語られた戦争の犠牲者はいつも子供たちであるという悲痛な事実から目をそらすことなく、72年前の悲劇を二度と繰り返さないと強く願った次第であります。

また、本日の定例会においては、平成28年度決算が出そろい、財政状況も明らかになりましたので、総括しますと、実質収支は全ての会計において黒字となりました。積立金現在高においても前年度より3億6,955万8,000円増額となり、地方債現在高も昨年度より4億7,885万1,000円減額となっております。ただ、財政指標の状況を見ますと、財政力指数においては、3カ年の平均となりますが、前年度と同数値の0.77となっており、経常収支比率においては、前年度より5%上がり84.8%となっております。また、実質公債費比率においても、前年度より0.3%上がり1.5%となっております。今後も選択と集中の考えのもと、健全財政を目指してまいりますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

また、今回上程させていただきました補正予算案には、笑顔をテーマとした市制15周年を記念した事業や、仮称ではありますが中山道大月多目的広場基本計画等作成業務を計上させていただきましたので、御審議をお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、計画の策定に関する案件が1件、連携協約の締結に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が2件、決算の認定及び剰余金の処分に関する案件が8件、補正予算に関する案件が7件の合計20件であります。

それでは順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

前任の人権擁護委員の任期が満了したことに伴い、新たに畑幸房氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第37号第三次瑞穂市行政改革大綱についてであります。

瑞穂市第2次総合計画の共通目標である「持続可能な都市経営のまち」を目指すため、第三

次瑞穂市行政改革大綱を策定するものであります。

次に、議案第38号岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏として、岐阜連携都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、岐阜市及び瑞穂市における連携協約を締結するものであります。

次に、議案第39号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第40号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、決算の認定についてであります。詳細につきましては後ほど代表監査委員より報告がありますので、私からは概略のみ説明させていただきます。

議案第41号平成28年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額175億137万4,000円、歳出総額165億5,202万6,000円、差引額9億4,934万8,000円のところ、翌年度へ繰り越す財源2億5,595万円を除くと、実質収支額は6億9,339万8,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると、市税、寄附金、財産収入などで5億7,279万9,000円増額となり、市債、地方交付税、繰入金などで13億5,323万4,000円減額となり、総額7億8,043万5,000円の減額となりました。

歳出では、前年度と比較すると、総務費、民生費、土木費、消防費、公債費で6億9,666万8,000円増額となり、議会費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費で11億3,471万7,000円減額となり、総額4億3,804万9,000円の減額となりました。

次に、議案第42号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額59億678万3,000円、歳出総額54億3,246万3,000円、差引額4億7,432万円となりました。単年度収支では7,757万4,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税12億1,596万6,000円、国庫支出金10億4,012万円、前期高齢者交付金12億3,337万9,000円、共同事業交付金11億8,660万7,000円となりました。

歳出の主なものは、保険給付費31億1,295万3,000円、後期高齢者支援金等6億4,757万9,000円、共同事業拠出金12億1,016万1,000円となりました。

次に、議案第43号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額4億5,503万4,000円、歳出総額4億4,511万9,000円、差引額991万5,000円となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億3,045万円となりました。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,624万8,000円となりました。

次に、議案第44号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額3億468万1,000円、歳出総額2億9,556万3,000円、差引額911万8,000円となりました。平成28年度の1日当たりの給食人員は6,851人で、中学校においては198日間の調理を実施しました。

次に、議案第45号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1億8,751万6,000円、歳出総額1億7,953万2,000円、差引額798万4,000円となりました。歳入の主なものは、下水道使用料5,350万3,000円、一般会計繰入金1億2,532万7,000円となりました。歳出の主なものは、施設管理費4,129万4,000円、公債費1億1,522万1,000円となりました。

次に、議案第46号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2,535万5,000円、歳出総額2,309万5,000円、差引額226万円となりました。歳入の主なものは、農業集落排水使用料704万7,000円、一般会計繰入金1,664万6,000円となりました。歳出は、農業集落排水事業費1,218万4,000円、公債費1,091万1,000円となりました。

次に、議案第47号平成28年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成28年度決算は、収益的収入及び支出において、収入総額5億5,354万6,000円、支出総額4億948万9,000円となりました。損益については、当年度純利益9,819万2,000円となりました。また、資本的収入及び支出においては、収入総額6,056万4,000円、支出総額7億1,176万5,000円となりました。

次に、議案第48号平成28年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

平成28年度の未処分利益剰余金1億8,846万円について、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,800万円を積み立て、8,962万円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第49号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,674万4,000円を追加し、総額174億3,003万1,000円と

するものであります。また、1件の債務負担行為と3件の地方債の補正、1件の繰越明許費を設定しました。

今回の補正では、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金の処分として、庁舎建設基金に1億円、公債費繰り上げ償還に2億5,128万円を計上しました。

それでは、歳入の主なものとして、市民税特別徴収分が1,500万円、地方交付税1億7,191万7,000円、ふるさと応援寄附金7,000万円、前年度繰越金4億4,339万8,000円、合併特例債など市債1億3,600万円を増額し、財政調整基金の繰り入れ1億5,500万円を減額しました。

歳出の主なものは、総務費で、ふるさと応援寄附金の返礼品2,450万円とふるさと応援基金積立金7,000万円、まち・ひと・しごと地方創生推進費の委託料に1,312万円を増額しました。民生費では、障害者福祉費の扶助費に1,252万8,000円、後期高齢者療養給付費負担金の過年度分に2,067万2,000円、保育所費に9,060万7,000円を増額しました。土木費では、道路維持補修工事費に4,605万5,000円、市内8路線の測量調査設計1,133万1,000円と市内4路線の道路改良工事費に3,674万7,000円、道路改良用地購入費に2,631万1,000円と補償費に1,051万円6,000円、都市計画総務費の道路後退に伴う工事6カ所に1,587万3,000円を増額しました。教育費では、中学校教育用ICT機器購入費の入札差金として2,882万2,000円を減額しました。

次に、議案第50号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,261万6,000円を追加し、総額59億7,456万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金を3億7,432万円増額し、本算定に基づき国民健康保険税を8,960万8,000円、療養給付費等負担金を1億181万5,000円、前期高齢者交付金を1億722万1,000円減額しました。

歳出の主なものとしては、国民健康保険基金積立金1億835万5,000円、前年度の療養給付費等負担金など精算による償還金3,126万3,000円を増額し、後期高齢者支援金5,565万9,000円、介護納付金2,032万2,000円を減額しました。

次に、議案第51号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万8,000円を追加し、総額4億6,796万3,000円とするものであります。

歳入においては、前年度繰越金991万4,000円を増額し、一般会計繰入金と同額減額し、後期高齢者保健事業費負担金精算金117万8,000円を増額しました。歳出においては、一般会計繰出金を117万8,000円増額しました。

次に、議案第52号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ911万7,000円を追加し、総額3億1,520万円とするものであります。

歳入においては、前年度繰越金911万7,000円を増額し、歳出においては、賄材料代865万8,000円、消費税及び地方消費税45万9,000円を増額しました。

次に、議案第53号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万円を追加し、総額3億6,612万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金498万4,000円を増額し、一般会計繰入金を497万4,000円減額しました。

次に、議案第54号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

平成28年度決算額の確定に伴い、歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金を126万円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

最後に、議案第55号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的支出において137万5,000円を追加し、支出総額を4億7,554万6,000円とするものであります。主なものは、配水及び給水費を141万3,000円増額しました。

以上20件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきました。

よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 井上和子君。

○代表監査委員（井上和子君） 皆様、おはようございます。

井上でございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告申し上げます。

決算審査の対象は、平成28年度一般会計と5つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、公営企業としての水道事業会計の合計9部門でございます。

決算の詳細につきましては、意見書の決算の概要、事業の実績等をごらんいただくようお願い申し上げます、私からは審査の結果と意見につきまして、要点を絞り報告させていただきます。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果でございますが、審査意見書の1ページをごらんください。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確

であることを認めました。

当年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入243億8,074万6,056円、歳出229億2,779万7,374円で、前年度に比較しますと、歳入では8億5,557万9,276円（3.4%）、歳出では6億143万2,907円（2.6%）それぞれ減少いたしました。詳しくは6ページをごらんください。

歳入歳出差引残額は14億5,294万8,682円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は11億9,609万8,656円で、総収入の4.9%となっております。

また、一般会計及び特別会計ともに当年度の実質収支は、先ほど市長さんのほうからも報告ありましたが黒字決算で、予算の執行状況は学校給食事業特別会計を除き適正に行われているものと認めました。基金の運用状況は関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であるものと認めました。

続いて、審査の意見でございます。2ページをごらんください。

まず、一般会計についてでございます。

最初に、歳入の確保について。

当年度の収入済額は、依存財源である各交付金、市債の減少に伴い、前年度に比べて7億8,043万4,159円減少しておりますが、自主財源の根幹をなす市税においては前年度に比べ1億41万3,011円増加し、不納欠損額が増加したことも加え、結果、収入未済額は大幅に7,218万6,646円減少しました。市民税の収入済額におきましては、個人が増加し法人は減少しております。

今後も、自主財源の根幹をなす市税の確保においては最大努力していただきたい。しかしながら、民生費雑入では、当年度の生活保護費返還金等に係る未収金が445万5,428円、前年に比較しますと200万円弱増加しております。これ以外にも、履行延期という届け出を出されて、次年度以降に発生する未収金があります。299万7,000円超でございますが、実態はそれ以上に存在していることとなります。生活保護費の不正受給等は全国的な問題であり、当市に限ったことではありませんが、公平性という観点からも、その取り扱いをめぐりしっかり見きわめて対応していただきたい。

ふるさと応援寄附金の収入は前年度に比べて8,507万7,502円増加し、諸経費を差し引きまして1,382万1,618円と黒字となりました。今後もふるさと納税の動向を注視しつつ、自主財源の確保に努めていただきたい。

今後の起債発行については、合併特例債が平成29年度で終了となることから、将来に多額の負担を残さないよう特に慎重に行っていただきたい。

次に、歳出の削減についてでございます。詳しくは25ページ以降をごらんください。

節別の決算額は、工事請負費が大幅に減少し、扶助費、委託料、負担金、補助及び交付金、

工事請負費の順となりました。繰出金の総額は6億4,442万2,298円で、前年度に比べ1,929万703円減少しており、その要因は国民健康保険事業特別会計への法定外繰り入れの基準が示されたことによるものであります。しかし、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計においては増加しています。

歳出全般についてですが、限りある財源を有効に活用するため、常に経費を抑制、削減する意識を持ち、安易に予算要求するのではなく、積算根拠等についてよく検証して、より適正な予算の執行管理をしていただきたい。

当年度の実質収支額は6億9,339万8,851円と、歳入決算額の4.0%を占めており、実質収支額を標準財政規模で除した実質収支比率は6.3%となりました。この実質収支比率は、3から5%の範囲内が健全とされ、5%を超える状況は、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示しているとされています。常に財政状況を把握し、適切に執行されることを望みます。

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。

国民健康保険事業については、保険税等の収入及び保険給付費等の支出ともに前年度を大きく下回る状況になっております。これは平成28年10月から開始された社会保険の適用拡大等に伴い、被保険者数が減少したことなどが主な要因であります。今後の事業運営に当たり、担当課においても財政基盤は不安定であるとの認識であることから、収納率の向上並びに医療費抑制に努め、健全な運営を行っていただきたい。

後期高齢者医療事業については、前年度に引き続き一般会計からの繰入金が増加し、繰越金がふえている状況にあります。多額の繰越金を生じているということは適切であるとは言いがたく、必要な繰入金となるように運営していただきたい。

次に、学校給食事業特別会計についてでございます。

健全な事業運営となるよう平成25年度からの決算審査意見書において強く意見してきたところであります。さらには、例月現金出納検査においても再三再四指摘してきたにもかかわらず、当年度の決算では最大となる多額の実質収支額911万8,006円となりました。その要因は、徴収事務の強化により給食費負担金が486万5,761円増加したことに加え、給食実施延べ食数が増加したにもかかわらず、給食事業費が291万8,637円減少したことによるものです。変動要因を多く含む学校給食事業特別会計の事業運営は容易でないと推測しますが、常に収支バランスの均衡を図り、健全な経営を図るのが給食センター、ひいては教育委員会の責務であることを肝に銘じ、いま一度経理等を全面的に見直し、弾力的に運用されるよう改善すべきであることを強く意見します。

次に、下水道事業、農業集落排水事業特別会計についてでございます。

下水道事業については、瑞穂処理区の整備が計画されており、整備の規模等によっては多大

な費用が発生し、後世に大きな負担を残すこととなります。加えて、既存の下水道事業及び農業集落排水事業の施設・管路の老朽化による維持管理費も必要であり、今後ますます費用が増高するものと予測されます。処理場の統合も視野に入れるなど効率的な経営に資するように、計画的に実施していただきたい。

債権管理についてでございます。

初年度である当年度の債権放棄額は大きくなりましたが、今後、安易に債権放棄することがないように適切に管理を行い、最善を尽くしていただきたい。

予備費、予算流用についてでございます。

当年度の予備費充用額は1,524万円と、前年に比較しますと445万8,000円減少しました。しかしながら、前年度と同様に補正予算で減額した科目に充用したり、見込み誤りにより同一科目に同月中に2回充用するなど、適切とはいえない充用がありました。

予算流用については、毎年意見を述べているところでありますが、当年度においても予算計上漏れや積算誤り等の初歩的なミスによる流用、予算流用したにもかかわらず不用額となるなど流用自体が不要であった案件も存在していました。安易に充用、流用することのないよう予算積算、予算管理を適切に行い、計画性を持って事務に取り組んでいただきたい。

瑞穂市の人口は、2025年をピークに穏やかではありますが減少すると予測されており、今後とも税収等の大幅な増加は見込めず、扶助費の増加、公共施設の老朽化等による経費の増高は不可避であり、決して楽観視できるものではありません。また、庁舎を含めた公共施設等の統廃合や有効活用を検討していかなければなりません。中・長期的な展望に立ち、身の丈に合った行財政運営を念頭に、真に必要な事業を取捨選択しながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、横の連携を密にして事業の推進に取り組まれることを要望します。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移ります。

水道事業会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書の財務諸表は、前述の方法により審査した限りにおいて、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

当年度の経営収支は、総収益4億9,819万2,416円に対し、総費用4億336円で、差し引き9,819万2,080円の純利益となりました。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金と建設改良積立金の使用によるその他の未処分利益剰余金変動額を含めた当年度未処分利益剰余金1億8,846万2,143円は、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,800万円を積み立て、自己資本金へ8,961万9,947円を組み入れる計画であります。自己資本金へ組み入れる8,961万9,947円は、資本的収支の不足額を建設改良積立金で補填したものであります。詳しくは、決算書の12ページをごらんください。

当年度の未収金は、前年度に比較すると増額、増加していますが、これは別府水源地新配水池の建設に伴い、消費税の還付、2,592万4,708円ですが、予定されているためであります。

なお、収益率、構成比率、財務比率等各項目については、計数を対比させ、分析・検討を加えた結果、その数値は概して良好であるものと認められました。

続いて、審査の意見でございますが、資金運用につきまして、現在、定期預金、普通預金等で管理されておりますが、中・長期的な視点に立ち、最も安全かつ有利な資金運用を積極的に行っていただきたい。

経理面でございます。当年度は前年度のような多額の過年度損益修正損益は発生しておりませんが、少額であるということから雑収益として計上されています。過年度損益修正は本来あってはならないものであり、損益をわかりにくくするため、適切な事務処理に努めていただきたい。

水道料金等に係る不納欠損は、瑞穂市債権の管理に関する条例に基づき、積年の債権を放棄しましたので、192万4,829円前年度に比較すると皆増となっております。しかし、収入未済額は当年度も増加しております。未収金の早期回収に努め、安易に不納欠損することなく適切な債権の管理を行っていただきたい。

業務面でございます。当年度は別府水源地新配水池が完成し、本格稼働が開始されました。今後も、安全かつ安定した水の供給のために計画的に事業を進めていただきたい。

当年度の有収率は77.7%で、前年度に比較すると1.0%、平成26年度と比較しますと2.6%減少しております。その要因は、年間有収水量と年間配水量の差が年々拡大しているためと思われる。原因究明のため漏水調査を行っているとのことですが、有収率は施設の稼働状態がそのまま収益につながっているかを示す業務指標でもあり、これまでの調査方法を見直すなど早急に改善していただきたい。

石綿セメント管につきましては、次年度工事、29年度でございますが、一部撤去予定の箇所があると伺っておりますが、今後も早期解消に向けて対処していただきたい。

今後の水道事業経営につきまして、現在の経済状況による厳しい財源の現状も踏まえ、今後とも独立採算制の経営の原則に立脚した事業運営の推進を図り、一層の企業努力をするとともに、漏水防止対策の推進、老朽化に伴う施設・設備の更新、施設・管路の耐震化など、水道システム全体に対する長期的視野での計画に基づく財政運営をされたい。

このほか、財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施したところ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生せず、実質公債費比率は1.5%と、前年度に比べ0.3%上がりました。

また、3つの会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足比率は発生してお

りません。

審査の結果、意見は以上でございますが、当年度審査の過程において、一部、検討・改善を要すると思われる細部の事項につきましては、その都度、関係職員に口頭で要請したところがあります。

これをもちまして私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時49分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち議案第36号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第36号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第36号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

人権擁護委員の提案理由ですが、前任人権擁護委員の任期が満了したことに伴いと書いてありますので、任期が満了「する」じゃなくて「した」と書いてありますね、まず。それで2枚めくって、人権擁護委員についてという大変詳しい、いつも説明がつくようになってわかりやすくなっておりますが、一番下、組織とありますが、その一番下に、瑞穂市人権擁護委員、現在8名であると。組織として今は定員が8人というふうに読みましたが、次のページの下に、現在の委員が8人見えます。そうするとちょっと頭が私は混乱してきまして、最初と2番目の方は平成24年7月1日からで、任期は3年となっておりますので、この方たちのお一人が7月に6年目でやめられているのかなと、非常にその辺混乱いたしました。つまり定数というのがないんですね、説明に。だから、もう誰かやめられていて1人欠員しているのか、それとも

このお二人の人が6年目になっているからやめる、新しい人が承認されたらやめられるのか、ちょっとわかりにくかったので、その辺をお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 福祉部長 森和之君。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

実はことしの2月1日付をもって、岐阜の地方法務局より現在の定員をそれまでの定員7名から9人にということで増員の決定を受けて、3月議会の人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由のところでも、そのあたりについては御説明をさせていただいております。

現在の定数というものは8ではなく9ということで、このあたりについても資料に、くまがい議員の御指摘のとおり説明不足があったということをおもっております。

前任の人権擁護委員の任期は6月30日で満了しております、それまでの間にうちのほうが後任候補者をなかなか議案として提出するといいますか、本人さんからの御了承も得られずに、何人の方にもそのように打診をしたんですが、なかなかお返事がいただけなかったということで、現在欠員になっている1名の推薦になりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 16番 くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 定数が現在のじゃなく、本来の定数が9人ということが書いてなかった。今の御説明で思い出しましたが、たしか定数2名ふえているということはお聞きしてましたね。私も忘れていましたが、やっぱりこの提案理由の説明のところに書いていたきたいということと、1人欠員をしているからということを書いていただくとわかりやすかったと思います。書いたらいけないということはないんですよね。

今まで議案の全部そうですけど、提案理由というのをわかりやすく、過去何の説明もなく承認してくださいというのも私は経験しておるものですから、わかりやすい提案理由をお願いしますとお願いしてきたその一環としてお聞きしました。よくわかりました。これからはわかりやすく書いていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第36号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者に畑幸房君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は適任とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。御苦労さまでございました。

延会 午前10時57分

